

令和3年度

香川県雇用対策協定に基づく事業計画

香 川 県 ・ 香川労働局



# 令和3年度

## 香川県雇用対策協定に基づく事業計画

### 目 次

1. 雇用の維持・継続に向けた支援	1
2. 業種・地域・職種を超えた再就職等の促進	3
3. 非正規雇用労働者・新規学卒者・就職氷河期世代等に対する就職支援	6
4. 医療、介護、福祉、保育等分野への就職支援	13
5. 高齢者の就労・社会参加の促進	15
6. 女性活躍・男性の育児休業取得の推進	17
7. 障害者の就労促進	20
8. 外国人に対する支援	24
9. 働き方改革の実現、ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備	27
10. 最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、総合的なハラスメント対策の推進	30
<b>【特別連携事業】</b>	<b>32</b>
・国と県との施設間の連携強化	

## 前文

香川県知事と香川労働局長の間で締結した「香川県雇用対策協定」の第2条に基づき、令和3年度の事業計画を次のとおり定める。

【★】 = 新規・重点施策

## 1. 雇用の維持・継続に向けた支援

### (1) 雇用調整助成金等による休業等を通じた雇用維持に対する支援【★】

内容：経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、一時的に休業、教育訓練等により従業員の雇用維持を図る事業主に対して、雇用調整助成金等により支援する。

#### 香川労働局が実施する業務

○雇用調整助成金等の迅速な支給により、労働者の雇用の維持を図る事業主を支援する。

#### 香川県が実施する業務

○労働局と連携して、厚生労働省が所管する雇用調整助成金をはじめ労働関係助成金の積極的な周知を行い、助成金制度の円滑な活用を促進する。

### (2) 在籍型出向等支援協議会の開催及び産業雇用安定助成金による出向を活用した雇用維持に対する支援【★】

内容：新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で在籍型出向により労働者の雇用を維持するために、関係機関が連携して出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、「香川県在籍型出向等支援協議会」を設置・開催する。

また、産業雇用安定助成金により、出向元と出向先双方の企業を一体的に支援するとともに、産業雇用安定センター等関係機関と連携し、在籍型出向を活用した雇用維持を促進する。

### 香川労働局が実施する業務

- 事務局として「香川県在籍型出向等支援協議会」を運営する。
- 労働局・ハローワークで入手した出向に関する情報を、産業雇用安定センター等関係機関と共有する。

### 香川県が実施する業務

- 労働局が設置する「香川県在籍型出向等支援協議会」に参画し、関係機関と連携して地域における取組を推進する。
- 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足分野等の企業との間での出向や転籍（移籍）による雇用維持を支援するため、手続きや事例、在籍型出向によるマッチング等を支援する産業雇用安定センターの取組などを紹介・解説する動画配信を実施する。

## 2. 業種・地域・職種を超えた再就職等の促進

### (1) 職業訓練を通じた職業スキルや知識の習得

内容：地域の人材ニーズや訓練ニーズを把握・共有して、適切な受講あっせんに取り組むとともに、就職状況等を共有して、訓練修了者へのきめ細かな就職支援を行う。また、ハロートレーニング（公的職業訓練）の効果的な訓練コースの設定に取り組む。

#### [ 目 標 ]

求職者支援訓練 職業訓練の終了3か月後の雇用保険適用就職率について、基礎コース 58%以上 実践コース 63%以上 を目指す。

#### 香川労働局が実施する業務

- ハローワーク等において把握した地域の人材ニーズや訓練ニーズについて、香川県等に対して情報を提供する。
- 「香川地域訓練協議会」を主催し、香川県と連携し、地域の人材ニーズや訓練ニーズを踏まえたハロートレーニング（公的職業訓練）の一体的計画として「香川地域職業訓練実施計画（総合計画）」を策定する。
- 訓練受講者に対して訓練受講の早い段階から支援を実施するとともに、香川県と連携して、訓練修了1か月前に就職未内定訓練生に対して、担当者制等によるきめ細かな就職支援を行う。
- 香川県及び訓練実施機関を通じて、訓練受講者への求人情報の提供や就職希望アンケートを実施すること等により、早期再就職を支援する。
- 香川県や機構と連携し、産官学による地域コンソーシアムのノウハウ等を活用した、新たな職業訓練コースの実施・検証を行う。

#### 香川県が実施する業務

- 労働局が主催する「香川地域訓練協議会」に参画し、公共職業訓練（委託訓練）と求職者支援訓練の設定地域、開講時期等の調整を行い、また、労働局から提供された地域の人材ニーズや訓練ニーズを踏まえた公共職業訓練と求職者支援訓練の一体的計画として「香川地域職業訓練実施計画（総合計画）」を策定する。

- 労働局に対して訓練受講後の「就職状況確認票」を提供するとともに、ハローワークから提供された求人情報の提供や就職希望アンケートの結果等により、訓練受講者の早期再就職を支援する。
- 高等技術学校及び教育訓練機関において、職業に必要な技能及び知識の習得を通じて、再就職を支援する。

## (2) 都市部から地方への移住を伴う地域を超えた再就職等の支援

内容：県外に流出している人の流れに歯止めをかけ、人口の社会増につなげるため、雇用や住まいなど、移住の受け皿に関する総合的な環境整備や移住希望者向けの情報提供に取り組むとともに、奨学金の活用などにより、若者の地元定着・U J I ターンを図り、移住・定住を促進する。

### [ 目 標 ]

- 年間の移住に関する相談件数について 5,400件 を目指す。  
(『令和6年度末までの5年間の目標27,900件』から、年間目標を算出)
- 年間の県外からの移住者数について 2,060人 を目指す。  
(『令和6年度末までの5年間の目標10,900人』から、年間目標を算出)

### 香川労働局が実施する業務

- 香川県が主催する移住・交流フェア等の地方就職イベントに、労働局とハローワークが積極的に参加・協力する。
- 香川県が行う移住・定住に関する各種施策における雇用対策関係について、積極的に協力する。
- 地域における課題を香川県と情報共有するとともに、就職面接会の合同開催や移住支援に対して連携・協力を行う。
- 新・せとうち田園都市創造計画の推進に当たって、香川県への必要な情報提供を始めとして、積極的な連携・協力を行う。
- 地方就職希望者に対してハローワークの全国ネットワークを活用した職業紹介や生活関連情報の提供を行うとともに、大都市圏に新たに配置する専門の相談員としごとプラザ高松に配置している地元就活支援コラボプロジェクトナビゲーターが連携し、業種、職種を超えた再就職等も含めた個々のニーズに応じた支援を行う。

## 香川県が実施する業務

- 市町と連携した大都市圏での移住フェア等の開催、かがわ暮らしの魅力や空き家バンクの紹介などの情報発信、移住・交流コーディネーターによる相談対応、家賃助成など各種助成事業等を引き続き実施する。
- 若者の県内定着やUターン就職等を促進するため、大学等に進学した学生等で希望された方に対し、在学中、県内企業の情報等を紹介する冊子の送付に加え、県内外の若者をターゲットにインターネットを活用した情報発信等に取り組む。
- 香川県就職・移住支援センターにおいて、県外大学生のU J I ターン就職を支援するための就職支援セミナーや合同就職説明会を開催するほか、U J I ターンを希望する県外在住求職者に対する人材採用コーディネーター等による就職支援サイトを活用したきめ細やかなマッチング支援や転職相談フェアなどを実施する。
- 新・せとうち田園都市創造計画として取り組む人口減少・活力向上対策のうち、特に、雇用分野については、労働局と連携・協力して行う。



### 3. 非正規雇用労働者・新規学卒者・就職氷河期世代等 に対する就職支援

#### (1) 求職者支援訓練による再就職支援

内容：新型コロナウイルス感染症の影響による経済情勢の悪化に伴い、やむを得ず離職した方や休業を余儀なくされる方、シフトが減少したシフト制で働く方が、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援訓練を推進する。

#### [ 目 標 ]

求職者支援訓練の認定については、対象者 510人 に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 879人 を目指す。

#### 香川労働局が実施する業務

- ハローワークに設置した「コロナ対応ステップアップ相談窓口」を活用して、新型コロナウイルスの影響で離職した方、休業中の方やシフトが減少したシフト制で働く方など、働きながらスキルアップしたい方に職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などをワンストップかつ個別・伴走型で提供する。
- 求職者支援訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化を高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携して、推進する。

#### 香川県が実施する業務

- 人材不足分野における再就職を強化するために、離職者を対象としたハロートレーニング（公的職業訓練）を、労働局と連携して引き続き実施する。
- 労働局と連携し、国家資格等の取得が可能な「長期高度人材育成コース」を民間教育訓練機関に委託して実施する。

#### (2) 生活困窮者等の就労支援

内容：労働局と香川県との「香川県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」及び「ハローワークと地方公共団体との地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」による就労促進ネットワークの構築と連携の強化を図る。

## [ 目 標 ]

生活保護受給者及び児童扶養手当受給者等に対する就労支援について、支援対象者数 485人以上、就職者数 325人以上 を目指す。

### 香川労働局が実施する業務

- 「香川県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を主催し、香川県と協定を締結の上、支援対象者数及び就職者数の年間計画を策定し、雇用施策と生活保護施策の情報交換と共通認識のもと、生活保護受給者等の就労による自立を促進する。
- ハローワークによる香川県及び市福祉事務所への出張相談を積極的に働きかけるとともに、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を行う。
- ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援の充実を図り、生活保護受給者等を雇用したことがない事業主など従前からの雇用主以外での求人開拓を進めて、生活保護受給者等を雇い入れる事業主に対して助成金を支給するとともに、就職後の定着を支援する等により生活保護受給者等の就労による自立を促進する。

### 香川県が実施する業務

- 「香川県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」に参画し、労働局と締結した協定に基づき、支援対象者数及び就職者数の年間計画を策定し、生活保護施策と雇用施策の情報交換と共通認識のもと、生活保護受給者等の就労による自立を促進する。
- 管内福祉事務所のほか地方自治体にハローワークによる出張相談を積極的に周知するとともに、地方自治体とハローワークが一体となった就労支援を行う。
- 地方自治体とハローワークが一体となった就労支援の充実を図り、生活保護受給者や生活困窮者等の就労による自立を促進する。

### (3) 新規学卒者等への就職支援

内容：新規学卒者や既卒者に対し、香川県と労働局が連携し、就職面接会等を開催するなど、若者に対する就労支援策を実施する。

## [ 目 標 ]

大卒等向け就職面接会「かがわーくフェア」を3回、「高校生就職面談会」を1回開催する。

### 香川労働局が実施する業務

- 香川県等関係機関と連携し、新規学卒者や既卒者向けの就職面接会等を開催し、新卒者等の応募機会拡大と県内中小企業とのマッチングを図る。
- 新卒者等の若者と県内中小企業のマッチングを促進するため、香川県等と連携して、ユースエール認定企業のさらなる普及拡大・情報発信の強化に取り組む。
- 新卒者等の就職環境を踏まえ、香川県等と連携して、県内経済4団体に対して地域限定正社員制度や通年採用の積極的な導入及び職場定着支援等について要請を行う。
- 香川県等関係機関が参集する「香川新卒者等人材確保推進本部」を開催し、新卒者への就職促進・支援等について情報交換等を通じて対策を協議し、各支援機関の連携を強化する。
- 「職業安定法」及び「青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用促進法」という。）」に基づき、職場情報の提供及び求人不受理、ユースエール認定制度等の取組を促進し、香川県等関係機関と連携の上、若者の適職選択及び職業能力開発・向上に関する措置を総合的に講ずる。
- 香川県の就職と移住の一元化窓口である「香川県就職・移住支援センター」について周知・広報を行うなど、大学進学時に県外に流出した学生等のU I Jターン就職を促進するための香川県の取組に連携・協力を図り、県外学生等のU I Jターン就職を支援する。
- 学卒全員正社員就職に向け、学校等と連携を強化し、就職活動が困難な学生や地方就職等の多様なニーズを持つ学生を早期に把握することにより、新卒応援ハローワークに適切に誘導し、新卒者の希望にマッチした求人確保や人手不足業種などの企業と学生とのマッチングなどにより、就職支援を強化する。

### 香川県が実施する業務

- 香川県就職・移住支援センターを就職支援窓口の核として設置し、労働局等関係機関と連携して新規学卒者や既卒者向けの就職面接会等を開催するなど、新卒者等の応募機会拡大と県内中小企業とのマッチングを図る。

- 新卒者等の若者と県内中小企業のマッチングを促進するため、労働局と連携して、ユースエール認定企業・若者応援宣言企業の周知・広報に協力する。
- 新卒者等の就職環境を踏まえ、労働局等関係機関と連携して、県内経済四団体に対して新卒者の採用枠の拡大及び職場定着支援等について要請を行う。
- 労働局が開催する「香川新卒者等人材確保推進本部」の構成員となり、新卒者への就職促進・支援等について情報交換等を通じて対策を協議し、各支援機関との連携を図る。
- 若者の雇用を促進し、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、平成27年10月から順次施行された「若者雇用促進法」の円滑な施行を図り、労働局等関係機関と連携の上、若者の適職選択及び職業能力開発・向上に関する措置を総合的に講ずる。
- 就職活動前の早い段階から、若者に県内就職という選択肢を意識付けるため、高校や大学等におけるキャリア教育を推進する。
- 県外大学進学者等が県内企業の魅力を知ることによって県内就職につながるよう、就職活動前の学生に対して、Webを活用した企業研究フェアを開催する。

**【★】**

- 県内企業の現場や先輩社員との交流を体感できる動画を配信する。**【★】**

**(4) 非正規雇用労働者等への就職支援**

内容：香川県等関係機関と連携し、非正規雇用労働者等が安定した雇用に就けるよう、正規雇用化を促進する。また、若年労働者の早期離職を防止するため、就職後の職場定着支援に取り組む。

**[ 目 標 ]**

フリーター等の正規雇用就職者数 1, 148人以上 を目指す。

**香川労働局が実施する業務**

- 香川県、学校等関係機関と連携し、フリーター等の若者に対して、一人ひとりのニーズに応じた就職支援メニューを提供して正規雇用化を促進するとともに、若者の安易な早期離職を防止するため、就職後の職場定着支援に取り組む。また、ハローワークに設置しているわかもの支援窓口等において担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行い、実践的スキルの付与が必要とみられる者については公的職業訓練への積極的な誘導を行う。

- 地域の实情に応じた効果的な若年者雇用対策を推進するために若年者就業支援センターを民間委託により設置し、香川県、学校、県内企業等との幅広い連携・協力のもと、若年者の正規雇用化を促進するとともに、早期離職防止対策として職場定着を支援する若年者地域連携事業に取り組み、職業相談の過程において自己理解等就職前の準備が必要とみられる場合には、地域若者サポートステーション(以下「サポステ」という。)へと誘導する。

#### 香川県が実施する業務

- 「かがわ若者自立支援ネットワーク連絡会議」で、関係機関との連携強化やニート等若者の雇用の促進に係る周知・啓発や意見交換を行う。
- 労働局、学校及びサポステ等と連携し、学校中退者等の支援を行う。
- 発見誘導コーディネーターを配置し、サポステに登録する必要がある対象者の掘り起しを行う。
- 若者が、企業内でキャリア形成を十分に行い、早期離職とならないよう、職場環境の改善を含めた職場定着支援について、労働局等関係機関と連携・協力して行う。
- 労働局及び若年者就業支援センター等関係機関と連携して、フリーター等の若者の正規雇用化及び早期離職防止対策に取り組む。
- 雇用情勢の悪化の影響を受けやすい非正規雇用労働者の方や、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方などを対象として、正社員就職に向けた人手不足分野の企業等とのマッチングを図る合同企業面接会「正社員就職フェア」を開催する。

#### (5) 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

内容：就職氷河期世代（概ね平成5年から平成16年に学校卒業期を迎えた世代を指す。）に対し、個別の状況に応じたきめ細かな支援が届くよう、香川県と労働局が連携して支援体制を構築する。

#### [ 目 標 ]

就職氷河期世代（「不安定な就労状態にある方」、「長期にわたり無業の状態にある方」及び「社会参加に向けた支援を必要とする方」）の希望に応じた支援を通じ、  
正規雇用者を1,830人(1年間で610人)増やすことを目指す。

## 香川労働局が実施する業務

- 「就職氷河期世代活躍支援かがわプラットフォーム」を設置し、関係機関と連携して、香川県内における支援プラン及びこれに基づく効果的な支援策のとりまとめや各種施策の進捗管理等を統括する。
- 就職氷河期世代専門窓口等において、不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況を踏まえ、個別相談を行いつつ、専門担当者によるチーム支援へと誘導していき、個別の支援計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適正・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援など計画的かつ総合的に実施する。
- 就職氷河期世代の方々や企業のニーズを踏まえた職場実習等の機会を確保し、不安定就労者の安定的な就職に向けた支援を実施する。
- 官民協働で就職氷河期世代の活躍支援に取り組む「就職氷河期世代活躍支援かがわプラットフォーム」を活用した支援において、民間委託による支援策の周知広報、企業説明会の開催等を通じ、就職氷河期世代の雇入れや正社員化等の支援に取り組むほか、新たに雇入れ等に係る好事例の収集等を実施する。  
また、就職氷河期世代に対する国の各種支援策やイベント情報を、SNS 広告、動画広告、インターネット広告等のメディアを活用し、就職氷河期世代本人やその家族等、それぞれの置かれている状況を踏まえ、様々なルートを通じた広報を実施する。
- 短期間で取得でき、安定就労に有効な資格を取得する公的職業訓練の設定を行う。
- マルチジョブフォルダーや不安定就労者も受講可能な公的職業訓練の設定を行う。
- サポステにおいて、対象者の個別ニーズに対応した支援メニューを複数年度にまたがって一体的に提供するとともに、オンラインによる相談支援を促進する。
- 就職氷河期世代の方を主な対象とした公的職業訓練について、積極的な周知及びきめ細かな就職支援を実施する。
- 就職氷河期世代向けに訓練期間を緩和した訓練コースを、地域の求人ニーズ等に応じたより効果的な訓練の設定に資するよう、状況や工夫に応じて主体的に設定する「地域ニーズ枠」として積極的に推進する。

## 香川県が実施する業務

- 労働局が設置する「就職氷河期世代活躍支援かがわプラットフォーム」に参画し、関係機関と連携して地域における取組を推進する。

- 香川県就職・移住支援センターにおいて受理した限定求人又は歓迎求人について、ハローワークとの情報共有を行う。
- サポステの支援対象者を 49 歳まで拡充し、就職氷河期世代のうち長期にわたり無業の状態にある方に対し、職場見学やジョブトレーニング、臨床心理士による心理カウンセリングなどによる就労支援を行う。
- 不安定な就労状態にある方が多く存在する就職氷河期世代向けに、正社員就職を支援するセミナーやキャリアカウンセリングを実施する。
- 就職氷河期世代等の活躍を促進するため、職場での対応力を高める実践的な訓練など、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施する。
- ひきこもりの状態にある方の社会参加に向けた支援を図るため、就職氷河期世代を含む中高年に配慮した居場所づくりを推進するほか、家族に対して相談会や講演会の実施を行う。
- ひきこもり状態にある方や長期無業者など社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能を持つ生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業を活用することで、利用者の自己肯定感や就労意欲の向上を促進する。

## 4. 医療、介護、福祉、保育等分野への就職支援

### (1) 雇用と福祉の連携による離職者への介護分野への就職支援

内容：新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援する。

#### [ 目 標 ]

求職者支援訓練の介護系年間計画数：105人を目指す。

#### 香川労働局が実施する業務

- 香川県及び雇用・能力開発機構との連携強化による、就職支援、介護分野向け訓練枠の拡充、訓練への職場見学・職場体験の組み込み等の取組を推進する。
- 福祉人材センター及び社会福祉協議会と連携を強化し、訓練受講生の確保に努めるとともに、就職支援に取り組む。

#### 香川県が実施する業務

- 福祉人材センターにおいて、労働局等関係機関と連携して、介護分野等への就職支援に取り組む。

### (2) 人材不足分野のマッチング

内容：福祉、建設、運輸、警備など人手不足分野の人材確保のためにマッチング支援の強化に取り組む。また、関係機関等とも連携し人材確保対策を推進する。

#### 香川労働局が実施する業務

- 福祉（介護、医療、保育等）、建設、警備、運輸等人材不足分野における人材確保に向けて、ハローワーク高松に設置している「人材確保対策コーナー」を中心に関係機関と連携し、求人・求職のマッチング強化を図る。
- 民間企業等への委託も活用しながら、現在ハローワークを利用していない若者等に対し、仕事に興味・関心を持たせ、中小企業や業界の魅力を伝えるイベント等を開催し、ハローワークへの取り込みを行う取組を実施する。



- 人材不足分野における、雇用実態やニーズの把握とともに、ハローワークによる人材確保に係る好事例の収集を行い、これらに基づき適切な人材確保に係る支援施策を実施する。

#### 香川県が実施する業務

- 人材不足分野等における人材確保対策として、労働局等関係機関と連携して周知・啓発を行う。
- 人材不足分野における再就職支援を強化するために、離職者を対象としたハロートレーニング（公的職業訓練）を、労働局と連携して引き続き実施する。
- 医療・福祉分野において、各有資格者等の人材登録センターは、専任のコーディネーターのマッチング支援や潜在有資格者等の再就職支援を労働局と連携・協力して行い、人材確保に努める。また、医療勤務環境改善支援センターにおいて、各医療機関が自主的かつ継続的に取り組む勤務環境改善活動に対し、総合的に支援する。
- 建設分野では、建設産業団体、教育・職業訓練機関、行政機関の取組をとりまとめた「建設産業における人材の確保・育成に向けた取組指針」に基づき、各機関と連携を図りながら人材の確保・育成に取り組む。
- 香川県就職・移住支援センターにおいて、デジタル人材のマッチングイベントをオンラインで開催する。【★】

## 5. 高齢者の就労・社会参加の促進

### (1) 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高齢労働者の処遇改善を行う企業への支援【★】

内容：少子高齢化が急速に進展する中、高齢者が健康で、意欲と能力のある限り年齢にかかわらず働き続けることができる「生涯現役社会」の実現に向けた取り組みを図る。

#### 香川労働局が実施する業務

- 70歳までの就業機会確保に向けた環境整備を図るため、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等を行う企業、60歳から64歳までの高齢労働者の処遇改善を行う企業への支援を行う「65歳超雇用推進助成金」の周知を行い、利用促進を図る。
- 65歳超雇用推進プランナー等による提案型の相談・援助による支援を行う。

#### 香川県が実施する業務

- 労働局と連携し、制度の周知や啓発を行う。

### (2) マッチング支援の拡充

内容：高齢者が安心して再就職支援を受けることができるよう、再就職支援の強化を図る。

#### [ 目 標 ]

生涯現役支援窓口の就職件数について、358件以上 を目指す。

#### 香川労働局が実施する業務

- 高松、丸亀、坂出及び観音寺各ハローワークに設置している高齢者に対する生涯現役支援窓口において、職業生活の再設計に係る支援や一般の職業紹介窓口による就職支援のみでは就労が難しい高齢求職者を支援対象者としてチーム支援を実施し、特に65歳以上の高齢求職者に対する就職支援を強化する。また、窓口支援メニューとして、職場見学・職場体験・セミナー等を柔軟に実施し、マッチングによるキャリアチェンジの促進を図る。

#### 香川県が実施する業務

- 「香川県女性・高齢者等新規就業支援事業推進協議会」を主催し、職についていない女性・高齢者等の新規就業促進に係る関係機関との連携強化を図る。
- 「かがわ女性・高齢者等就職支援センター」などに就労相談のあった高年齢求職者について、ハローワークに設置されている生涯現役支援窓口等と連携し、再就職支援を強化する。

### (3) 地域における多様な就業機会の確保

内容：企業を退職した高年齢者の活動の中心となる地域社会において、多様な就業機会が確保されるようにしていくことが重要となっている。

#### 香川労働局が実施する業務

- 香川県を中心に、香川県シルバー人材センター連合会等を事務局として設置した「香川県生涯現役促進地域連携事業推進協議会」が実施する「ずっとずっとかがやくけん！かがわ生涯現役促進地域連携事業」の委託元として、助言指導に加え、効果的な連携策をハローワークと協力して提案し、取組を充実させ、働く意欲のある地域の高年齢者が、年齢にかかわらず働ける仕組みづくりを行う。

#### 香川県が実施する業務

- 「香川県地域高年齢者就業機会確保計画」に基づき、高年齢者支援と事業所支援の双方向から、就業促進に資する各種施策を実施する。
- 「香川県生涯現役促進地域連携事業推進協議会」に参画し、高年齢者の雇用・就業機会の確保に係る関係機関との連携強化を図る。
- 地域の元気高齢者等を介護の周辺業務を行う「介護助手」として育成し、継続雇用につなげる取組を支援する。
- 高齢者の生活の充実や地域社会への貢献などを目的とするシルバー人材センター活動の推進を図るため、香川県シルバー人材センター連合会の運営を支援する。
- 高年齢者の生活の充実や地域社会への貢献などを目的とするシルバー人材センター活動の推進を図るため、香川県シルバー人材センター連合会の運営を支援する。

## 6. 女性活躍・男性の育児休業取得の推進

### (1) 女性活躍推進法の対象拡大に向けた中小企業への支援等

内容：女性の活躍推進をさらに進め、誰もが働きやすい就業環境を整備するため、連携して取組を推進する。

#### 香川労働局が実施する業務

- 令和4年4月1日以降、改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定義務が101人以上の事業主に拡大されることを踏まえ、新たに義務化される事業主に対して、令和3年度中に行動計画の策定・届出等が行われるよう把握している未提出企業の情報を活用し、行動計画の策定支援を連携して行う。
- 改正女性活躍推進法に基づく情報公表が確実に行われるよう、企業が行動計画や自社の女性活躍に関する情報を公表するために設けている「女性活躍推進企業データベース」への登録などの活用を促す。
- 子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設や、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務づけ等を内容とする、育児・介護休業法が改正され、令和4年4月1日より段階的に施行されることから、改正内容について労使に十分に理解されるよう、連携して周知に取り組む。
- 令和3年1月より施行された、子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得を含め、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について、個々の労働者が円滑に制度を利用できるよう周知徹底を図る。
- 労働者の権利侵害が疑われる事案や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行う。

#### 香川県が実施する業務

- 中小企業を対象とした女性活躍推進法や次世代法に基づく一般事業主行動計画策定等の働きかけ及び育児・介護休業法の周知を、労働局と連携して行う。

## (2) 子育て等により離職した女性の再就職の支援

内容:子育てしながら働くことを希望する女性や母子家庭の母等のひとり親に対して、就労準備のための支援事業を香川県と労働局が一体的に実施し、就職につなげていく。

### [ 目 標 ]

しごとプラザ高松及びハローワーク丸亀のマザーズコーナーで担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率について、  
93.4%以上 を目指す。

### 香川労働局が実施する業務

- 労働局は、しごとプラザ高松（マザーズコーナー）において、子育てしながら働くことを希望する女性やひとり親に対して、再就職支援セミナーや職業相談、職業紹介等の支援を実施する。その際、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に最大限配慮するとともにオンラインを活用したセミナーや職業相談も実施する。
- 香川県が実施する出張相談会において、職業相談等の支援を実施する。
- ハロートレーニング（公的職業訓練）において、託児サービス付き訓練及び短時間訓練への誘導等も積極的に実施する。

### 香川県が実施する業務

- 「香川県女性・高齢者等新規就業支援事業推進協議会」を主催し、職についていない女性・高齢者等の新規就業促進に係る関係機関との連携強化を図る。
- 「かがわ女性・高齢者等就職支援センター」に相談員を常駐させ、相談支援、職場実習等を通して就労意欲を喚起するとともに、子育てしながら働くことを希望する女性や母子家庭の母等のひとり親等については、しごとプラザ高松（マザーズコーナー）と連携し、保育所情報の提供等を行い、必要に応じてマザーズコーナーが実施する職業相談・職業紹介へ誘導する。
- 働きたい女性に対する出張相談会を開催する。
- 託児サービス付き職業訓練コース（委託訓練）を開設し、職業能力開発機会を提供する。

## (3) 男性の育児休業取得の促進等仕事と家庭の両立支援の推進

内容:男女を問わずすべての労働者が仕事と家庭を両立しながらキャリア形成を進められるよう、仕事と家庭の両立支援の取組を促進する。

### 香川労働局が実施する業務

- 香川県と連携して、「パパ・ママ育休プラス」、「育児目的休暇」等の男性の育児休業に資する現行制度について、あらゆる機会を捉えて周知を行うとともに、改正育児・介護休業法について、男性の育児休業取得を促進するための新しい育児休業の枠組み等の改正内容の周知に取り組む。
- 「イクメンプロジェクト」において表彰された企業やイクボスの取組事例などの周知を図るとともに、育休復帰支援プランに基づいて育児休業の円滑な取得、職場復帰に取り組んだ事業主及び新型コロナウイルス感染症による小学校の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を整備し、労働者に特別休暇を取得させた事業主に対する両立支援等助成金の活用を推進し、男女とも仕事と育児が両立できる職場環境の整備を図る。
- 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく一般事業主行動計画の策定等については、各企業の実態に即した計画の策定を支援するとともに、労働者数 101 人以上の義務企業の届出等の徹底を図る。また、「くるみん」認定や「プラチナくるみん」認定の申請に向けた働きかけを行う。あわせて、改正された行動計画策定指針について連携して周知を行う。

### 香川県が実施する業務

- 「かがわ働く女性活躍推進計画」の計画期間の満了に伴い、計画の見直しを行うため、労働局の協力のもと、「かがわ働く女性応援会議」を実施する。
- 働く女性の活躍をテーマとしたセミナーの開催を実施する。
- 働く女性の活躍を促進するための啓発事業等を行う。

## 7. 障害者の就労促進

### (1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化

内容：平成30年4月1日から精神障害者の雇用が義務化され、さらに法定雇用率が令和3年3月から0.1%引上げられたことから、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進する。

#### [ 目 標 ]

法定雇用率の引上げに伴い障害者雇用を一層促進するために、職場実習の受け入れ100件以上を目指す。

#### 香川労働局が実施する業務

- 令和3年3月に法定雇用率が引上げられたことに伴い、新たに障害者雇用義務が生じる事業主等に対して周知啓発に努めるとともに、雇用管理に関する事例の提供や雇用率達成指導を香川県と連携して実施する。
- マッチング機会の提供による障害者雇用の促進を図るため、障害者就職面接会を香川県と共催で開催する。

#### 香川県が実施する業務

- 令和3年3月1日に法定雇用率が引き上げられたことに伴う周知・啓発を労働局と連携して行う。
- 障害者が持てる能力を発揮しながら働くことができるよう、県内企業の障害者雇用に対する理解を深めるための障害者短期職場実習を実施する。
- 障害者の雇用促進を図るため、先進的な障害者雇用の取組を行っている企業を見学し、取組を紹介する雇用主向けのセミナーを開催する。

### (2) 多様な障害特性に対応した就労支援の強化

内容：精神障害者、発達障害者及び難病患者の新規求職申込件数及び就職件数が大幅に増加していることを踏まえ、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病といった多様な障害特性や本人の希望に対応し、よりきめ細かな就労支援を実施する。

[ 目 標 ] 障害者の就職件数は、813件以上 を目指す。

## 香川労働局が実施する業務

- 香川県が主催する「香川県発達障害者支援連携協議会」及び「香川県難病対策連絡協議会」に出席し、香川県が委託実施する発達障害者支援センター「アルプスかがわ」や難病就労支援センター「かがやき」等の生活支援を含む福祉施策と就労施策の連携強化を図る。
- 香川県が主催する「香川県障害者施策推進協議会」に出席し、「かがわ障害者プラン」の施策に係る障害者雇用の現状等の情報提供や施策提言を行う。
- マッチング機会の提供による障害者雇用の促進を図るため、障害者就職面接会を香川県と共催で開催する。
- 香川県（県教委）と共同で、特別支援学校の生徒・保護者・教員を対象とした事業所見学会を実施し、職業意識の早期形成を図る。
- 香川県が障害者を積極的に多数雇用している事業所を「障害者雇用優良事業所」として認定するに当たり、必要な情報提供を行う。
- 就労移行支援事業所等に障害者職場実習受入企業リスト情報を提供し、実習期間中や就職後の定着支援について、ハローワークを中心としたチーム支援を促進する。
- 香川県と連携して、雇用率未達成企業を対象として特別支援学校等障害者施設の見学会を実施する。
- ハローワークの担当者が「かがわ総合リハビリテーションセンター」に出向き、出張相談を行う。より深い支援を行うため、センター関係者との連携を図り就職支援に努める。
- 香川県と連携して、広く一般労働者を対象に職場において精神・発達障害者を支援する応援者となる精神・発達障害者しごとサポーターを養成し障害者を支援する環境づくりに取り組む。
- 就職や職場定着に向けて、働く上での自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮などを支援機関とともに整理し、職場や支援機関と円滑に情報共有するための「就労パスポート」の普及を図る。

## 香川県が実施する業務

- 労働局等関係機関で構成する「香川県発達障害者支援連携協議会」及び「香川県難病対策連絡協議会」を主催し、労働局の就労施策と香川県の福祉・労働施策との連携を強化する。
- 労働局等関係機関で構成する「香川県障害者施策推進協議会」等を主催し、労働局との連携のもと、「第6期かがわ障害者プラン」に基づき、障害者の就労促進に努める。
- 香川県は、「障害者の雇用ガイド」等により企業の障害者雇用の状況、助成措置、雇用管理のノウハウに関する好事例等を広く事業所へ周知啓発を行



うことにより、労働局及びハローワークによる雇用率達成指導への連携・協力に取り組む。

- マッチング機会の提供による企業雇用の促進を図るため、障害者就職面接会を労働局及びハローワークと共同で開催する。
- 香川県（県教委）は、労働局の実施する特別支援学校の生徒・保護者・教員を対象とした事業所見学会を共同実施して職業意識の早期形成を図る。
- 障害者を積極的に多数雇用している事業所を「障害者雇用優良事業所」として認定するとともに、これを周知し、障害者の雇用促進と職業の安定を図る。
- 障害者の一般就労に係る県内企業と障害者双方の不安を解消するため、短期職場実習を障害者就業・生活支援センター（県内4か所）に委託して実施する。
- 就労移行支援事業所等に対して、香川県が実施する障害者短期職場実習制度、労働局が実施する障害者職場実習制度及び実習期間中や就職後の定着支援に関するハローワークを中心としたチーム支援について周知啓発を行う。
- 労働局と連携して、雇用率未達成企業を対象として特別支援学校等障害者施設の見学会を実施する。
- 労働局とかがわ総合リハビリテーションセンター内の関係機関が連携した相談体制の確立と広報を行う。
- 労働局との連携により、個々の障害特性を考慮した訓練委託先事業所を開拓し、訓練及び就労の促進を図る。

### （3）障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進【★】

内容：障害特性により通勤が困難な者や在宅勤務を希望する者等が、その能力を発揮できる方法として、また、ポストコロナへの対応として、今後一層のニーズの高まりが予想されることから、テレワークの推進を図る。

#### 香川労働局が実施する業務

- 在宅求人（テレワーク）を開拓、確保し、テレワーク勤務の希望や適性のある求職障害者とのマッチングを積極的に行う。
- テレワークによる勤務を行う場合は、原則3か月のトライアル雇用期間を最長6か月まで延長可能とする。

#### 香川県が実施する業務

- 労働局と連携し、制度の周知や啓発を行う。

#### (4) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の推進

内容：公務部門における障害者雇用に関する基本方針に基づき、各府省や地方公共団体が法定雇用率を速やかに達成するために必要な支援を実施する。

このため、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座等の開催により、障害者雇用に関する理解を促進する。ハローワークに配置された就職支援ナビゲーター等を活用し、各府省等における障害者の雇用の促進や雇用された障害者の職場における定着を図る。

県は、障害者雇用施策全体を図る責務があるだけでなく、自ら率先垂範して障害者雇用を進める責務があり、民間より高い水準で法定雇用率が設定されるなど積極的な取組が求められている。

##### 香川労働局が実施する業務

- 障害者雇用に関する理解促進に向けたセミナーや障害者と共に働くために必要な配慮等を身に付ける精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を積極的に開催する。
- マッチング機会の提供による障害者雇用の促進を図るため、障害者就職面接会を開催する。

##### 香川県が実施する業務

- 「障害者活躍推進計画」に基づき、障害者である職員がその有する能力を有効に発揮し、職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう取り組む。
- 採用選考試験等の実施により、県における障害者雇用の機会を十分に確保し、障害者の適性に応じて、職場でその能力を十分に発揮することができるよう取り組む。

## 8. 外国人に対する支援

### (1) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施

内容:外国人が安心して就労し、企業や地域社会の一員として活躍するために、事業主に対して外国人材の雇用管理改善に向けた助言・指導等を行う。

#### [ 目 標 ]

外国人雇用事業所への訪問指導件数について、171件 を目指す。

#### 香川労働局が実施する業務

- 増加する外国人雇用事業所に対して、適切な事業所訪問計画のもと、雇用管理改善指導等を行う。
- 雇用管理基盤・在留管理基盤のより一層の強化を図るため、事業主に対して外国人雇用状況届出の確実な履行について、周知・啓発を図る。
- 「人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）」の活用促進を図り、外国人特有の事情に配慮した雇用管理改善に取り組む事業主に対して支援を行う。

#### 香川県が実施する業務

- 技能実習生に対して、生活ルールや防災に関する知識を紹介する出前講座を実施するとともに、「かがわ外国人相談支援センター」において、外国人住民の生活全般に係る相談に多言語かつワンストップで対応する。
- 「外国人労働人材関係相談窓口」を運営し、外国人材を受け入れる県内企業や外国人材が抱える諸問題に関する相談を総合的に受け付ける。
- 外国人材を雇用する中小企業等や監理団体等が行う、外国人材の日本語能力向上のための研修等に要する経費を助成する。
- 外国人材を雇用する中小企業等が行う、外国人材の受入環境の整備に要する経費を助成する。【★】
- 県内の事業所で外国人材を雇用する事業者に、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策として要請されている外国人材の入国時の待機に係る宿泊費用を助成する。【★】

- 外国人介護人材の介護能力向上のために、地域における中核的な外国人介護人材の受入施設等が行う集合研修等の実施に対する支援を行う。
- 外国人介護人材のトラブルや離職を防ぐため、受入施設のリーダーを対象にした研修等を行う。

## (2) 外国人労働者の労働条件等の相談・支援の強化

内容：外国人技能実習生、特定技能外国人等の外国人労働者の増加に伴い、労働条件等の相談対応及び安全衛生対策を推進する必要がある。

### 香川労働局が実施する業務

- 「外国人労働者向け相談ダイヤル」、「労働条件相談ほっとライン」による電話相談窓口の周知を図るとともに、外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等の周知により、労働災害防止対策を推進する。

### 香川県が実施する業務

- 「外国人労働人材関係相談窓口」を運営し、外国人労働者を受け入れる県内企業や外国人労働者が抱える諸問題に関する相談を総合的に受け付ける。
- 外国人技能実習機構及び労働局を含む関係機関と情報共有を行い、連携を図る。
- 外国人技能実習制度の適正な運用を図り、企業の適正かつ円滑な実習生の受入れを支援するため、技能実習や特定技能の制度の説明等を行うセミナー等を実施する。

## (3) 外国人求職者等に対する就職支援

内容：労働局と香川県及び関係機関が連携して、外国人求職者に対する就職支援の取組を推進する。

### 香川労働局が実施する業務

- 留学生に対する就職支援の取組強化について、高松新卒応援ハローワーク内に留学生コーナーを設置し、留学生と企業とのマッチングを推進するとともに、地元企業への就職と広域的な就職支援という観点から、大学等とハローワーク及び香川県と連携して効果的かつ一体的な就職支援の取組を推進する。

- 外国人雇用サービスコーナーに通訳員を配置するとともに、「多言語コンタクトセンター（電話通訳）・多言語音声翻訳機器等の活用や、外国人求職者への多言語による情報発信等により、多言語による相談支援体制の整備を図る。
- 「定住外国人就労・定着支援研修」を実施し、委託事業者と連携の上、受講者に対する就職支援等を実施する。

#### **香川県が実施する業務**

- 外国人留学生や定住外国人等の県内就職をサポートするため、県内企業との交流会・企業説明会を開催する。
- 県内の留学生受入教育機関が行う、外国人留学生の受入れ及び県内就職の促進に資する取組に対し、支援を行う。

## 9. 働き方改革の実現、ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備

### (1) 柔軟な働き方がしやすい環境整備【★】

内容：ウィズコロナ・ポストコロナの「新しい働き方」としてテレワークが広がる中、情報通信技術を活用した働き方は、雇用に限らず拡大しており、雇用によらない働き方や、副業・兼業での働き方が広がる可能性がある。「新たな日常」下で柔軟な働き方がしやすい環境整備のため、引き続き働き方改革を推進することが必要である。

#### 香川労働局が実施する業務

- 香川県と連携して「香川働き方改革推進会議」を引き続き開催し、ウィズ・ポストコロナ時代の中小企業・小規模事業者の働き方改革を支援する取組を行う。
- 雇用型テレワークについて、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図るため、テレワーク相談センターによるセミナーの開催や「香川働き方改革推進支援センター」と連携した個別相談・訪問コンサルティング対応等によりテレワークを実施する中小企業への支援を充実する。また、香川県と連携し、テレワークガイドラインの周知を行う。さらに、良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し助成金（人材確保等支援助成金）を支給し、支援を行う。【★】

#### 香川県が実施する業務

- 労働局と連携して「香川働き方改革推進会議」を開催し、ウィズ・ポストコロナ時代の中小企業・小規模事業者の働き方改革を推進するための方策を協議する。
- 労働局が実施する啓発事業等に積極的に協力し、協働で事業を実施する。
- 県内企業等における働き方改革を支援するため、アドバイザーの派遣等の事業を実施する。
- 労働局と連携し、中小企業等を対象に働き方改革関連法の制度の周知を行う。
- 働き方改革を推進する中小企業内の人材を育成するため、講座の開催や取組のフォローアップを実施する。

- テレワークの導入・運用に必要な知識・技術について、機器等も使用して説明する実務講習会を開催する。【★】
- テレワークの導入など新しい働き方への転換や、誰もが働きやすい職場づくりに取り組む中小企業等に対し、取組経費の一部を助成する。【★】
- 新しい働き方を推進するとともに、地方への関心の高まりを踏まえ、県内への新規立地や移住等を促すため、県内にサテライトオフィスの開設を行う県外の事業者に対して助成を行う。【★】

## (2) ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり【★】

内容：ウィズコロナ時代においても、中小企業・小規模事業者等が生産性を高めつつ労働時間の短縮等に向けた具体的な取組を行い、働き方改革を実現することができるよう、中小企業・小規模事業者等に寄り添った相談・支援を推進することが重要である。

### 香川労働局が実施する業務

- 生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成（働き方改革推進支援助成金）を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う。
- 労働局が委託して実施する「香川働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、関係機関や本省が委託して実施する専門家派遣事業と連携を図りつつ、個別訪問支援、出張相談、セミナー等に加え、ポストコロナ時代の新しい働き方を踏まえ、テレワーク相談センターと連携した支援を行う等、きめ細かな支援を行う。

### 香川県が実施する業務

- 労働局が実施する啓発事業等に積極的に協力し、協働で事業を実施する。

## (3) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

内容：パートタイム・有期雇用労働法（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律）が令和3年4月1日より中小企業等に適用されたことから、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（同一労働同一賃金）に向けて、非正規雇用労働者の処遇改善や人事評価制度等の整備、正社員転換等の支援を行う。

### 香川労働局が実施する業務

- パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく報告徴収等を実施することにより、法の着実な履行確保を図る。あわせて、新型コロナウイルス感染防止の観点から、オンラインを活用した説明会等を行うとともに、同一労働同一賃金等に取り組む先行企業の事例の収集・周知等を実施することにより、非正規雇用労働者の待遇改善にかかる事業主の取組機運の醸成を図る。
- 「香川働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、労務管理等の専門家による、業界別同一労働同一賃金マニュアル等を活用した支援や、個別訪問支援、出張相談、セミナーを実施する等、きめ細かな支援を行う。

### 香川県が実施する業務

- 「香川正社員転換・待遇改善実現本部」に参画し、「香川正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づき、労働局と連携して、県内経済団体への要請や広報等に努める。
- 多様な人材が、県内企業の正規雇用につながるよう支援を行う。
- パートタイム労働法について、労働局と協力し、周知の徹底を図る。



## 10. 最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、総合的なハラスメント対策の推進

### (1) 最低賃金や賃金の引上げに向けた生産性向上等のための支援等

内容：労働力人口の減少が見込まれる中で、経済成長を図っていくためには、企業の生産性向上の実現を後押しする仕組みを構築していく必要がある。

#### 香川労働局が実施する業務

- 最低賃金・賃金の引き上げに向けた生産性向上等の支援を目的とした各種の労働関係助成金について、香川県や事業主団体と連携しながら、事業主に対して積極的に周知を行い、当該助成金の利用を促進する。
- 香川県及び香川働き方改革推進支援センターと連携し、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援施策に係る出張相談会等を設定する。

#### 香川県が実施する業務

- 労働局と連携して、厚生労働省が所管する労働関係助成金の積極的な周知を行い、助成金制度の円滑な活用を促進する。
- 最低賃金の改定について、県及び市町等のHPや広報紙に広報記事を掲載する等により積極的な周知活動に取り組む。

### (2) 最低賃金制度の適切な運営

内容：最低賃金制度とは、一般に国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。最低賃金制は、第一義的には低賃金を解消して、労働条件の改善を図ることが目的であるが、あわせて、労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保する機能なども期待され、国民経済の健全な発展に寄与することもねらいとしている。

#### 香川労働局が実施する業務

- 最低賃金額の改定等については、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、使用者・労働者等に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行う。

#### 香川県が実施する業務

○労働局との連携のもと、当該事業の周知・広報に努め、活用を促進する。

### (3) 中小企業へのハラスメント対策取組支援

内容：職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つける、あってはならないことであるとともに、働く人の能力発揮の妨げになることから、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止措置の履行確保を徹底する等、職場におけるハラスメント対策を総合的に推進する必要がある。

#### 香川労働局が実施する業務

○令和4年4月1日より、中小企業においてもパワーハラスメント防止措置が義務化されることから、中小企業向けの説明会等を開催するほか、本省で委託する専門家による中小企業への個別訪問等によるハラスメント防止対策への取組支援の活用を促すため周知を行う。

○新型コロナウイルス感染症を理由とするいじめ・嫌がらせ、パワーハラスメントをはじめとしたあらゆる労働問題に関してワンストップで対応するため、総合労働相談コーナーにおける相談体制の整備を図るとともに、紛争調整委員会によるあっせん等により、個別労働紛争の早期の解決を促進する。

#### 香川県が実施する業務

○労働局と連携し、制度の周知や啓発を行う。

## 【特別連携事業／国と県との施設間の連携強化】

### (1) 労働局及び各ハローワークと香川県就職・移住支援センターとの連携

#### ① 就労支援

内容：香川県が設置する香川県就職・移住支援センターについて、県と国との相乗効果により、一層、県内雇用情勢が改善されるように、これまで以上に連携を強化し、各種就労支援策を講じる。

#### 香川労働局が実施する業務

- 労働局及びハローワークは、香川県と密接に連携して、労働市場全体としてのマッチング機能の強化のために、それぞれの役割機能の向上を図る。
- 香川県に、ハローワークの求人・求職情報のオンライン提供を行う。
- 地域における大量雇用変動等に対しては、香川県及び関係団体と連携して離職者の円滑な再就職実現等を支援する。

#### 香川県（香川県就職・移住支援センター）が実施する業務

- 香川県就職・移住支援センターにおいて、就職支援サイト「job ナビかがわ」やインターンシップ支援サイト「インターンシップナビかがわ」を活用した県内企業の魅力・情報の発信を行うとともに、「若者の就職支援」、「県外からの就職支援」、「特定分野での人材確保」をコンセプトとした無料職業紹介の実施による就労支援を行う。
- 香川県就職・移住支援センター等において、オンライン提供されたハローワークの求人・求職情報を活用し、マッチング機能の強化を図る。
- 大量雇用変動等に係る関連企業情報等の収集及び労働局への情報提供を行う。

#### ② 職員の資質向上

内容：香川県が設置する香川県就職・移住支援センターにおいては、新たに配置する職員等に職業紹介等の研修を受講させるほか、各種講習やセミナー等にも参加させ、資質向上を図る。

#### 香川労働局が実施する業務

- 香川県が実施する香川県就職・移住支援センターの研修等に、労働局職員を派遣し、職業紹介等に係る研修を実施する。
- 労働局が実施する職員研修等への香川県就職・移住支援センター職員の受講を受け入れる。

### 香川県（香川県就職・移住支援センター）が実施する業務

- 香川県の研修に、労働局へ講師派遣を依頼する。
- 労働局が実施する職員研修等への香川県就職・移住支援センター職員の受講を依頼する。

### (2) しごとプラザ高松とかがわ女性・高齢者等就職支援センターとの連携【★】

内容：香川県が設置するかがわ女性・高齢者等就職支援センターについては、令和3年4月1日にしごとプラザ高松と同建物内に移転し、より一層の連携強化を図ることで、求職者にとって効果的な就労支援となるよう取り組む。

### 香川労働局（しごとプラザ高松）が実施する業務

- 香川県が主催する「香川県女性・高齢者等新規就業支援事業推進協議会」に参画し、職についていない女性・高齢者等の新規就業促進に係る関係機関との連携強化を図る。
- かがわ女性・高齢者等就職支援センターが実施する就職支援情報等について、周知・啓発を行う。

### 香川県（かがわ女性・高齢者等就職支援センター）が実施する業務

- 「香川県女性・高齢者等新規就業支援事業推進協議会」を主催し、職についていない女性・高齢者等の新規就業促進に係る関係機関との連携強化を図る。
- 職についていない女性や高齢者、40歳以上で支援を必要とする方に対する伴走型の就労支援を実施し、しごとプラザ高松の職業紹介につなぐことで、マッチング機能の強化を図る。
- 子育てしながら働くことを希望する女性や母子家庭の母等のひとり親等については、しごとプラザ高松（マザーズコーナー）と連携し、保育所情報の提供等を行い、必要に応じてマザーズコーナーが実施する職業相談・職業紹介へ誘導する。
- しごとプラザ高松が実施する就職支援情報等について、本センターの利用者に積極的な周知を行う。
- 本センターの利用者が来所するにあたっては、しごとプラザ高松の協力により、プラザの入口及び通路の使用を可能とする。